

開催年月日	平成30年6月29日（金）		
質問者	日本共産党	宮川	潤 委員
答弁者	少子高齢化対策監	栗井	是臣
	国保担当局長	澁谷	文代
	福祉局長	京谷	栄一
	高齢者支援局長	鈴木	隆浩
	子ども未来推進局長	花岡	祐志
	国保医療課長	古郡	修
	保護担当課長	雨塚	康白
	高齢者保健福祉課長	野崎	耕二
	子ども子育て支援課長	鈴木	一博

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>一 国民健康保険について</p> <p>(一) 法定外及び法定内の繰入について</p> <p>各市町村では、独自の努力により、一般会計から国保会計に法定外繰入を行い、国保料の上昇を抑制してまいりました。今年度から道単位化が行われ、決算補填目的及び保険者の政策による法定外繰入が抑制されたのではないかと懸念をしているところがあります。2017年度と2018年度の各保険者の予算について、先ほど述べた目的の法定外繰入を廃止した市町村の数、及び減額した市町村の数はそれぞれいくつか伺います。また、廃止・減額した総額についても伺います。併せて、財政安定化支援事業に関わる法定内繰入の変化についてもお示ください。</p> <p>予算計上していないところが32で、減額したのが34ということですから、想像以上に多いなという印象をもっております</p> <p>(二) 保険料算定方式について</p> <p>保険料の算定方式についてであります。所得割、均等割、平等割の3方式で保険料を算定する市町村と、資産割を加えて算定する市町村があります。2017年度と2018年度で、算定方式はどう変化していますか。今後全道で統一を図るとするならば、資産割をどう解消していくのか。その場合、どういう影響が想定されているか伺います。</p> <p>予算計上していないところが32で、減額したのが34ということですから、想像以上に多いなという印象をもっております。</p> <p>【再質問】</p> <p>(二) 保険料算定方式について</p> <p>ただいま、22市町村で資産割を解消したということですが、資産割を解消しその分を均等割と平等割に転嫁することは、低所得者の加入者に与える影響が大きいものと思いますが、均等割・平等割の引き上げはいくつの市町村で行われたのかお</p>	<p>【国保医療課長】</p> <p>市町村の一般会計からの繰入についてであります。市町村の平成29年度と30年度の法定外繰入の状況は、平成29年度に当初予算計上し、平成30年度に計上していないのは32市町村となっております。平成29年度と比較して当初予算額を減額しているのは34市町村で、全道で約65億7千万円の減額となっているところであります。また、財政安定化支援事業に係る法定の繰入は、平成29年度に比べ当初予算額を増額したのは81市町村、減額したのは76市町村で、全道で約9億円増額となっております。</p> <p>【国保医療課長】</p> <p>保険料の算定方式についてであります。平成29年度において、保険料を、所得割、被保険者均等割及び世帯別平等割に資産割を加えた4方式としているのは、122市町村でありましたが、平成30年度は、100市町村と、資産割を廃止した市町村が22市町村となっております。道としましては、保険料算定方式は市町村が定めるものでありますことから、算定方式を見直す際には、加入者負担の変化に十分配慮しながら、住民への丁寧な説明を行いつつ進めるよう、市町村に対して引き続き、周知を行ってまいります。</p> <p>【国保医療課長】</p> <p>保険料の算定方式を変更した市町村についてであります。資産割を廃止した22市町村のうち、被保険者均等割と世帯別平等割を変更した市町村は、18市町村であります。このうち、均等割と平等割両方を引き上げたのが2市町村、均等割と平等割の</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>示してください。</p> <p>18市町村において均等割・平等割の両方もしくは一方を引き上げたということでありました。資産割を廃止すること、すなわち、資産のある方の保険料を引き下げることによって、低所得者の保険料の引き上げが懸念されますので、そういうことが起きないように配慮が必要であるということについては申し上げておきたいと思います。</p> <p>(三) 法定外繰入の今後のあり方について 市町村が独自の努力で行ってきた法定外繰入を今後とも実施するかどうかは、市町村の裁量によるものであり、市町村の意向を尊重すべきと考えますけれども、如何か伺います。</p> <p>【指摘】 ただいま、加入者負担に配慮しながら段階的な解消をするということでありましたが、国の財政支援を活用することなどで、既に繰入の廃止・縮小を行った市町村があるということは先ほど明らかにいたしました。今後は、加入者負担に配慮するということを決して曖昧にしないように、道としても市町村とともに保険料引き上げをしないように取り組んでいただくように指摘をしておきたいと思います。</p> <p>二 社会福祉法人の利用者負担軽減制度について (一) 制度概要について 社会福祉法人による利用者負担軽減制度ですが、まず、この制度の概要と利用者負担の軽減総額について、お示してください。</p> <p>(二) 実施市町村について 生計困難者などの利用者負担を軽減するというところですけれども、この制度を活用している市町村</p>	<p>うち、一方を引き上げるとともに、もう一方を引き下げたのが11市町村となっております。</p> <p>【国保担当局長】 一般会計からの繰入についてでございますが、国のガイドラインに基づき、市町村と協議し策定した国保運営方針におきましては、市町村が解消・削減すべき赤字額について、単年度の決算補填や、保険料の負担緩和を目的とした法定外繰入などとしており、このような赤字について、加入者負担に配慮しながら、段階的な解消に取り組むこととしております。保険料は、引き続き市町村が決定するものでありますことから、道といたしましては、市町村と十分協議を行い、収納率向上など様々な取組とともに、地域の実情に応じた段階的な赤字の解消が図られますよう、助言してまいりたいと考えております。</p> <p>【高齢者保健福祉課長】 社会福祉法人による利用者負担額軽減制度の概要などについてでございますが、低所得者の方々の介護サービスの利用促進に向け、社会福祉法人が、市町村民税世帯非課税で一定の要件を満たす者のうち、特に生計困難と市町村が認めた者及び生活保護受給者を対象として、介護福祉施設サービス等に係る費用の1割や食費等の利用者負担についてその一部または全額を軽減する制度でございます。軽減を行った社会福祉法人に対しては、保険者である市町村が補助を行い、国と道は、その市町村に対して、補助を行うというものでございます。道では、利用者負担の軽減総額は把握しておりませんが、平成29年度における市町村への道の補助金の総額は、1億8,732万8千円となっておりますのでございます。</p> <p>【高齢者保健福祉課長】 市町村への周知などについてでございますが、平成29年度におきましては、道内156保険者のう</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>は、全部ではないと思いますが、いくつあるのか。どう周知しているのか。市町村及び道民への周知について、明らかにしてください。</p> <p>(三) 実施市町村を拡げる対策について 156 保険者のうち115 保険者ということでありましたけれども、実施していない市町村に対しては、なぜ行っていないのか、状況を聞いて、実施するよう促進すべきと考えますけれども、どう取り組むのか、伺います。</p> <p>制度を実施していないある町で介護を受けている人がおりまして、道に軽減制度の実施について要望したところ、その町で実施するようになったという例を伺いました。道の働きかけが重要であるとともに、介護サービス利用者に対しても、ホームページなどの周知はあるとしても、コンピューターの使用ができない人もいるということを踏まえて、印刷物、ケアマネジャーを通じての周知なども、必要になるということを申し上げておきたいと思います、</p> <p>五 旧優生保護法について (一) 強制不妊手術の対象疾患について 次に優生保護法についてでありますけれども、強制不妊手術の対象とされた疾患は、まずどういうものか、ハンセン病についてはどうなっていたのか伺います。</p> <p>ハンセン病は同意を得て、という規定であったということはわかりますけれども、事実上は同意を得て、ではなくて、実際には強制だったという証言もたくさんあるということは申し上げておきたいと思ひます。</p> <p>(二) 優生手術が障がい者等に与えた影響について 優生手術を強制することによって、本人はもちろん、家族や親類まで様々な偏見、差別を受け、人間の自由、夢や希望が奪われてしまう悲劇が作られてきたものと受け止めておりますけれども、道の認識</p>	<p>ち115 保険者が、利用者負担の軽減事業を行っているところであり、道では、これまで、振興局や市町村を対象に毎年実施している高齢者保健福祉担当課長会議などにおいて、事業の実施を働きかけるほか、ホームページにおいても制度の周知を行っているところでございます。</p> <p>【高齢者支援局長】 今後の取組についてでございますが、道では、毎年、市町村に対して介護保険事務調査を行っているところであり、その中で、軽減事業を実施していない理由といたしましては、市町村や法人の負担を伴うことなどがあげられているところでございます。 このため、道といたしましては、今後、低所得者の方々の介護サービスの利用促進に向け、保険者指導の場などの様々な機会を活用して、市町村等の個別の状況を伺いながら、利用者負担の軽減の必要性について丁寧に説明し、軽減事業が実施されるよう働きかけてまいります。</p> <p>【子ども子育て支援課長】 優生保護法による規定についてでございますが、本人の同意を必要としない優生手術の対象疾患は、法において、遺伝性の精神病や精神薄弱などの30 疾患とし、保護者の同意を要する対象疾患は、遺伝性以外の精神病や精神薄弱とし、いずれも医師の申請により、都道府県に設置された優生保護審査会による審査を要件とすることを規定していたものであります。なお、ハンセン病につきましては、医師が本人並びに配偶者がいるときは、その同意を得て、手術を行うことができると規定していたものでございます。</p> <p>【子ども未来推進局長】 優生手術についてであります。国会で議決された法律の下とはいえ、道内でも、ご本人の同意を必要としない優生手術が行われてきたことは、障がいのある方もない方も個人として尊重される現在の理</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>を伺います。</p> <p>(三) 人権問題について 私は3月19日、少子高齢化対策特別委員会において、旧優生保護法を根拠にした強制不妊手術について「人権問題と捉えているか」と質問したところ、答弁は「現在の基本理念とは相いれない」という範囲内の答弁でありました。改めて伺います。今も「人権問題」という認識はお持ちではないんですか。</p> <p>人権上も問題があったのではないかと、という風に答弁が変わりましたので、時間の経過と世論などによって認識が進展したものだと受け止めておきたいと思えます。</p> <p>(四) 道の責任について 次に強制不妊手術は、国の方針に沿ったものとはいえ、北海道は全国で最も多くの手術を実施しており、その責任は免れえないものと考えますがいかがか、道の見解を伺います。</p> <p>人権問題だということでは認識の進展があったかと思いましたが、道の責任ということについては全く触れられませんでしたので、納得できるものではありません。これは知事に直接質問したいと思えますので、委員長、お取り計らいのほど、お願いをいたしたいと思えます。</p> <p>六 生活保護と貧困の連鎖について (一) これまでの経過について 2013年以後、生活保護の基準引き下げが連続して強行されて参りました。生活扶助の基準引き下げ、冬季加算の大幅削減、この度の母子加算の引き下げなど今回の改正を含め、これまでどのような削減がなされてきたのか、明らかにして下さい。</p>	<p>念や価値観と異なるものであり、ご本人やご家族が大変辛い思いをされたことを大変重く受けとめてございます。</p> <p>【子ども未来推進局長】 旧優生保護法についてであります。旧優生保護法は、平成8年に優生思想に基づく部分障がいのある方々に対する差別となっているとし、本人の同意によらない手術に関する規定などが削除され、母体保護法へ改められたものであり、こうしたことから、差別を指摘した改正の趣旨を踏まえ、人権上の観点においても、今現在の時点から見ると、問題があったのではないかと考えているところであります。</p> <p>【少子高齢化対策監】 今後の対応についてでございます。道におきましては、手術を受けられたご本人やご家族のお気持ちに寄り添った形で、旧優生保護法に向き合っていく必要があると認識をしております。こうした考えのもと、これまで、相談センターの開設をはじめ、関係文書の保存調査や公表、情報開示請求の取扱いの拡大などに取り組んできたところでございます。</p> <p>道といたしましては、引き続き、心情に寄りそった対応に努めるとともに、国や国会議員の動向を注視しつつ、早期救済に向けて、必要な対応を国に求めていく考えでございます。</p> <p>【保護担当課長】 生活保護基準の見直しについてでございます。生活保護基準は、国において、5年に一度、最低限度の生活を保障する水準として、適切な基準となるよう見直しが行われてきたところであり、見直しにもなって、減額となった項目は、冬季加算や母子加算などがあるところです。冬季加算の減額が行われたのは、平成27年度であり、函館市や釧路市などの2級地の1の単身世帯で、年額110,400円から、87,780円へ、22,620円の減額となったところです。また、母子加算につきましては、平成26年度から減額となり、同じく2級地の1で児童1人の場合、本年10月には、月額21,200円から19,800円へ、1,400円減額になると承知しております。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>大幅な減額であると思いました。</p> <p>(二) 収入削減についての一般世帯との比較について</p> <p>冬季加算が削減された2015年度とその前年度における勤労世帯の収入および生活保護世帯における冬季加算の削減率について、それぞれわかるようにお示し下さい。</p> <p>勤労世帯収入は1.5%減額、生保世帯の冬季加算は15.9%の減額ということでありました。</p> <p>(三) 教養娯楽費の少なさと健康で文化的な生活について</p> <p>生活保護世帯と勤労世帯の支出の比較において、教養・娯楽費の違いについてはどうなっているのか。また、教養・娯楽費は、文化度を図るものさしとも言えるべきもので、生活保護世帯が憲法で保障されている健康で文化的な生活をおくっているかどうかを示すひとつの指標ではないかと考えておりますけれども、その点で生活保護での生活水準についてどう評価されていますか、伺います。</p> <p>勤労世帯、20,214円のところ、生活保護世帯5,821円で、本当に文化的だといえるのかということですが。私は金額でいくら以上だったら文化的な生活で、いくら以下だったら文化的でないなどという風に金額ではっきり示すことはなかなか難しいことだと思います。しかし、一方、同じ金額でも以前であれば何十年前であれば、文化的だとも言えたけれども、今ならとても言えない、ということもあると思います。つまりその時代の生産力や、国民全体の生活水準に照らしてどうかというのが、尺度ではないでしょうか。そう考えた時に勤労世帯の、3分の1から4分の1程度。これで本当に文化的だと、これ言えるのでしょうか。私は国が憲法で文化的な生活の最低水準だというふうに決めているから、それをもってして、文化的だと、言ったってことで、内容は本当に文化的かどうか言うことについては、改めて考え直す必要があると思います。格差が非常に大きいと言うことは指摘をさせていただきます。</p> <p>(四) 生活保護基準引き下げがもたらす影響について</p> <p>引き下げがもたらす影響についてであります、就学援助や最低賃金、生活保護が引き下げられることで影響を受ける各種制度がありますが、どういう制度が影響を受けることが考えられますか、うかがいます。</p>	<p>【保護担当課長】</p> <p>世帯収入の状況などについてであります、総務省統計局で実施している家計調査によりますと、全国における単身世帯のうち、平成27年における勤労者世帯の実収入の対前年減少率は約1.5%となっているところです。また、同期間における道内の生活保護受給者の冬期間の暖房費用などに充てられる冬季加算の減額率は、単身世帯で平均15.9%でございます。</p> <p>【保護担当課長】</p> <p>教養娯楽費などについてであります、総務省統計局の家計調査によりますと、平成27年の全国の単身世帯のうち勤労世帯の平均では、20,214円となっております。また、厚生労働省の社会保障生計調査によりますと、平成27年度の全国における生活保護単身世帯の教養娯楽費の平均は、5,821円となっているところです。生活保護基準は、最低限度の生活を保障する水準として、適切な基準となるよう、国が一般低所得者世帯の消費実態との均衡について検証を行った上で、定めているものであり、国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障するものとして認識しております。</p> <p>【保護担当課長】</p> <p>生活保護基準の見直しに伴う影響などについてあります、生活保護基準を参照し、対象者を設定しているなど、直接、影響を受けるものと考えられている他制度は、就学援助や保育料の免除、医療費助成などとなっているところです。国では、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(五) 基準引き下げの中止及び影響の解消について 引き下げのもたらす社会的影響や個人消費の冷えこみによる地域経済の停滞等、保護基準の減額は行うべきでないと考えます。道として問題だというふうには考えておりませんか。国が強行した場合は道として影響を解消するようなことが求められると思いますが、いかがですか。</p> <p>(六) 大学等の高等教育を受けることによる世帯分離の問題について 子どもの生活実態調査において、低所得世帯ほど希望する最終学歴は高卒までが多かったことは衝撃的でありました。生活保護世帯における、高校卒業以降の専門学校、大学などの高等教育は認められておりません。教育を受ける権利、学問の自由が阻害されていると受け止めております。進学する場合は、進学前と同様に同居していても、生活保護の取り扱い上、進学する子を世帯分離したものととして生活扶助を1人分減額しています。実際の数よりも少ない扶助費で生活しているなどの実態があるという事を承知していますか、うかがいます。</p> <p>(七) 進学者が独居する場合の問題について 進学者が世帯分離された時に、家を出て独居となった場合、最低生活費をその人の生活が下回った時には、生活保護から補てんされるべきですけれども、大学で教育を受けている場合は生活保護を受給できない、あるいは受給するためには退学しなければならないという選択を迫られることになるのではないですか。うかがいます。</p> <p>【再質問】 (七) 進学者が独居する場合の問題について ぜひ、それを契機に退学ということにならないように、支援していただきたいと思いますが、いかがですか。</p>	<p>できる限りその影響が及ばないようにすることを基本的考えとする対応方針を示しているところであり、道では、本年4月に、この対応方針を踏まえ、適切な対応に配慮していただくよう各市町村に通知したところでございます。</p> <p>【保護担当課長】 生活保護基準の見直しについてであります。道といたしましては、生活保護制度が、国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障する最後のセーフティネットとして適切に機能することが必要と認識しており、生活保護基準が消費動向を的確に捉え、広域かつ積雪寒冷である本道の地域事情に即したものとなるよう国に対し働きかけてまいる考えです。</p> <p>【保護担当課長】 進学者の世帯分離についてであります。生活保護世帯の子どもが、大学等に就学することは、自立助長に有効であることから子どもを別世帯として扱う世帯分離の取扱いが行われ、この子どもの生活費等は、奨学金やアルバイトなどで賄われているものと承知しております。世帯分離を行っている間は、少なくとも年1回、その要件を満たしているかどうかを確認することとされており、世帯との面接を通じて、収入や資産の状況、就学や生活状況などについて継続的に把握するとともに、必要な相談に応じるなど、生活保護世帯に対する支援に努めているところでございます。</p> <p>【福祉局長】 生活保護世帯の子どもの大学進学などについてでございますが、生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援していくことが、自立を助長する面では有効であり、道ではこれまでも、進学を希望する子どもに対しては、担当ケースワーカーが進学後の生活についての相談や各種奨学金、生活福祉資金貸付金などの活用についてアドバイスするなどの支援を行ってきたところでございます。また、今回の国の見直しにおきまして、大学等に進学する子どもを支援するため、進学準備給付金制度が創設されたところでございまして、今後はこうした制度の周知を図り、進学の後押しをいたしますとともに、進学後も世帯を通じて、その子の生活状況の把握に努め、必要に応じた助言を行うなど、引き続き、進学を希望する生活保護世帯のお子さんを支援して参ります。</p> <p>【福祉局長】 大学進学後についてであります。進学されたお子さんに関しましては、担当ケースワーカーによる訪問調査時等に、進学した子どもの生活の様子を聞き取るなど、状況の確認に努め、助言を行うなど、そのお子さんの希望が叶うよう支援をしてまいります。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(八) 生活保護受給者の高等教育進学率について 世帯分離が進学の阻害要因になっているということは明らかだと思います。全世帯と生活保護世帯の進学率の格差について伺いますが、高等教育全体の進学率の格差及び大学・短大での格差についてお示しください。</p> <p>【再質問】 (八) 生活保護受給者の高等教育進学率について 保護世帯の学生の61.9%が影響があったと。大学進学率は全世帯52%に対して、生活保護世帯は19%です。違いは明白であります。実際には生活保護世帯では大学進学に大変な苦勞と困難を伴っているということが現実ですが、そのことについてどう認識していますか。</p> <p>自立支援ということですが、違いは、実態は明白でありますから、納得できないということがあります。</p> <p>(九) 高等教育を受けることと貧困の連鎖を断ち切ることについて 大学の進学について大きな格差があるということは、国の調査でも明らかです。憲法で定める学問の自由に照らしても問題であります。子どもの貧困が問題になっておりますが、貧困の連鎖を断ち切るために、大学等に進学して高等教育を受けることは有効だと考えますが、いかがですか。</p> <p>進学率の格差は非常に大きいということと、世帯分離が格差解消の大きな障壁となっているのが現実であり、答弁を聞いて納得できるものではないので、この点については知事に直接伺いたいということで、委員長にお取り計らいを願い、質問を終わります。</p>	<p>【保護担当課長】 大学などに進学した学生の意識などについてありますが、厚生労働省が、昨年度、生活保護世帯から大学等に進学した学生に行ったアンケート調査では、大学等への進学を考える際に生活保護費が減額されることについて、全体の学生の61.9%が影響があると回答しているところでございます。</p> <p>また、文部科学省の調査によりますと、平成29年4月1日時点での、大学・短大、専修学校等の高等教育全体における、全ての世帯の進学率については、73.0%、うち大学・短大は52.0%、一方、厚生労働省の調査によりますと、同時点の生活保護世帯の子どもの進学率については、高等教育全体で35.3%、うち大学・短大は19.0%となっているところでございます。</p> <p>【保護担当課長】 調査結果についてであります。先日、厚生労働省が公表した生活保護世帯の出身で大学などに進学した学生に対するアンケート結果では、進学を考える際に、生活保護費が削減されることについて、影響があったと、多くの学生が回答しているところでございます。今後、国では、このアンケート結果を踏まえ、生活保護世帯の子どもの大学等への進学を含めた自立支援について、検討していくものと承知しております。</p> <p>【少子高齢化対策監】 子どもの貧困対策についてでございますが、道におきましては、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのない社会の実現が必要と認識をしており、教育支援や生活支援などに取り組んでいるところでございます。道といたしましては、子どもたちが大学進学をはじめ、就職先や働き方などについて、家庭の経済的な事情にかかわらず、自ら選択できるよう、就学資金による大学進学等の教育機会の提供やキャリアカウンセリングなどを活用した就職支援に引き続き取り組んでまいります。</p>